

| | 意見の項目 | ご意見 | 個人・病院 | 団体 | 意見に対する考え方 |
|-------------------|-------|---|-------|----|---|
| 臨床研修病院群の形成の促進について | | 都道府県内の地域の個別実情等を勘案して、「都道府県において病院間の定員の調整ができる」ことは、定員調整の弾力化につながるが、都道府県の募集定員枠と各病院の募集定員枠は一体的に決定されるべきものであることから、都道府県に募集定員の決定権がない現在の状況のもとでは、都道府県との調整を十分に踏まえ、国において定員決定の責任を果たされるのが基本と考える。 | | 1 | |
| | | 都道府県において基幹型臨床研修病院間の募集定員の調整が行えるようにするとの方針が示されているが、多くの大学病院・臨床研修病院を抱え、かつ病院の大部分が、自病院の研修医募集定員が前年度までの採用実績に基づき抑えられていることに不満を持っている自治体では、病院・プログラムに対する評価方法などの客観的基準が確立されない限り、各病院のコンセンサスを得ながら病院間の定員調整を行うことは不可能である。 国においては、都市部の都道府県の実情について、病院側に十分な説明を行なってほしい。 | | 1 | 病院の募集定員については、全国共通の規則に基づいて決定されていますが、地域において臨床研修病院群を形成し、研修医の確保に向けた工夫ができるように、都道府県において研修医の受入実績や地域の実情等を勘案して調整ができるようにしました。 このような都道府県における調整結果を踏まえ、厚生労働省において各病院の最終的な募集定員を決定します。募集定員の調整は各都道府県における自主的な取り組みと考えており、調整が行われない都道府県内の病院については、厚生労働省において調整を行い、最終的な募集定員を決定します。 |
| | | 地域の実情に沿って各臨床研修病院の長所を發揮できる研修体制の構築につながることから意義があるが、実質的に臨床研修病院の定員の設定に係る国の事務を都道府県に移譲することから、施行通知ではなく、法令により事務、権限、財源措置を設定、明確化するべきである。 | | 1 | |
| | | 都道府県による域内の臨床研修病院の募集定員の調整という新たな事務の義務付けについては、総務省とも十分協議するとともに必要に応じて募集定員の調整のために生じる財政需要について財源措置等を講じていただきたい。また、都道府県別の募集定員の上限值については、都道府県における募集定員の調整期間を十分考慮して、各年度の早期に情報提供を行っていただきたい。 | | 2 | |
| | | 臨床研修病院群(以下の病院群)の形成促進のインセンティブとして、プログラム選択を各病院群の中で医師国家試験後に自由に行えるようにすること、病院群形成に補助金をさらに上乘せすることを要望する。 | | | 地域において臨床研修病院群が形成されるよう、病院の募集定員の調整を含め、地域において臨床研修の内容を検討する場の設置を促進します。 また、研修医にとって不利益とならないように、研修プログラムは研修を始める前に研修医が選択しておくことが必要と考えています。 なお、例えば複数の協力型臨床研修病院から研修先を選択したり、研修を行う診療科の順番を変更することなどは、研修プログラムを作成する際にその内容を工夫することによって可能になると考えています。 |